

入札説明書

令和7年札幌市告示第750号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日

令和7年（2025年）2月21日（金）

2 契約担当部局

〒060-0002 札幌市中央区北2条西1丁目1番地7 ORE札幌ビル7階
札幌市保健福祉局ウェルネス推進部ウェルネス推進課地域健康づくり担当係
電話011-211-3513

3 入札に付する事項

(1) 役務の名称

中央健康づくりセンター等に設置している備品等の移転業務

(2) 調達案件の仕様等

仕様書による。

(2) 履行期間

契約締結日から令和7（2025）年4月30日まで。

(3) 履行場所

仕様書による。

(5) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 事務所（本店・支店）等が札幌市内になること。
- (3) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「役務（一般サービス業）」、中分類「運輸・通信業」に登録されている者であること。
- (4) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (6) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中

でないこと。

- (7) 告示日を起点とした過去2年間において、本市その他の官公庁と同様契約の履行実績が複数件あること。

5 入札書の提出方法等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
上記2に同じ。また、契約条項は札幌市公式ホームページにおいてもダウンロードできる。
(<https://www.city.sapporo.jp/kenko/wellness/keiyakujoho/ippankyoso/r6.html>)
- (2) 開札の日時及び場所
令和7（2025）年3月5日（水）10時30分
札幌市中央区北2条西1丁目1番地7 ORE札幌ビル7階
※本案件については、紙入札で行うため、電子での参加申請は行わない。
- (3) 入札書等の提出方法
ア 入札書は本市指定の様式（別紙1：共通-第7号様式）にて作成し、郵送または持参により提出すること。入札書に記載する日付は作成日とすること。
イ 郵送により提出する場合は二重封筒とし、外封筒及び内封筒ともに「令和7（2025）年3月5日 10時30分開札 中央健康づくりセンター等に設置している備品等の移転業務 入札書在中」の旨を記載し、上記2宛て、入札書等の受領期限までに送付しなければならない。なお、入札書等は郵便法（昭和22年法律第165号）及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）に基づく信書にあたるため留意すること。ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
ウ 持参する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封被に氏名（法人の場合はその名称または商号）及び「令和7（2025）年3月5日 10時30分開札 「中央健康づくりセンター等に設置している備品等の移転業務 入札書在中」の旨を記載し、上記2宛て、入札書等の受領期限までに提出しなければならない。
エ 入札者は、提出した入札書等の修正、再提出、追加又は撤回をすることはできない。
- (4) 入札書の受領期限
令和7（2025）年3月4日（火）17時00分（送付の場合は必着のこと）
- (5) 入札の無効
本入札説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。
- (6) 入札の延期等
次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。
ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき
- (7) 代理人による入札
ア 代理人が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の氏名又は名称及び住所並びに代理人であることの表示および当該代理人の氏名を記載して押印（外国人の署名を含む。）

をしておくとともに、入札時に本市指定の委任状（別紙２：共通-第８号様式）を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(8) 開札

ア 開札は、上記５(2)の場所において行い、入札者またはその代理人は立ち合うことができる。

イ 入札者又はその代理人は、開札への立ち合いを希望する場合には、事前に開札への立ち合いを希望する旨を契約担当課あてに連絡すること。

ウ 入札者またはその代理人は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。

エ 入札者またはその代理人は、開札場に入場しようとするときは、開札関係職員の求めに応じ入札参加資格を証明する書類、身分証明書または入札権限に関する本市指定の委任状（別紙２：共通-第８号様式）を提示しなければならない。

6 調達案件の使用等に対する質問及び回答

(1) 質問受付期限

令和７年（２０２５年）２月２７日（木）１７時００分

(2) 質問方法

質問事項を「質問票」（別紙３）にて、その電子データを電子メールに添付して、保健福祉局ウェルネス推進部ウェルネス推進課地域健康づくり担当係あて提出することにより行うこととする。（電子メールの件名は「【業者名】中央健康づくりセンター等に設置している備品等の移転業務」とすること。）

また、提出した場合は提出した旨を契約担当部局へ必ず電話（０１１-２１１-３５１３）で連絡すること。

(3) 問い合わせ先

電子メールアドレス：kenkou-taisaku@city.sapporo.jp

(4) 質問に対する回答の取り扱い

ア 上記２の契約担当部局にて閲覧に供するとともにホームページに掲載する。なお、本件入札に直接関係する質問に対してのみ回答を行うものとし、すべての質問に回答するとは限らない。

イ 回答と共に入札説明書等の修正を行う場合は、原則として令和７（２０２５）年３月３日（月）１２時００分までに契約担当部局ホームページにその内容を掲載する。

7 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の１００分の１０に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して５日後（５日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付又は提供しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の定めに基づき参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 入札者に要求される事項

入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書（案）等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることとはできない。

(4) 落札者の決定方法

ア 落札者の決定

札幌市契規則第7条の規定の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低価格をもって有効な入札(有効な入札に限る。)をした者を落札候補者として、落札保留のうえ下記ウの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、当該落札候補者を落札者とする。

イ 同額抽選

落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者の審査の順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

ウ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査するので、落札候補者は、入札執行者の指示があった日(原則として開札日)の翌日から起算して3日以内(土曜日、日曜日及び休日を除く。)に、上記4に掲げる競争入札参加資格を有することを証する書類(別記1「入札参加資格審査資料の提出について」参照)を提出しなければならない。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

(5) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに契約保証金を納付しないとき。

ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(6) 免税者であることの申出

落札者が消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく消費税及び地方税法（昭和25年法律226号）に基づく地方消費税に関し、免税事業者である場合には、落札決定後、ただちに消費税及び地方消費税法免税事業者申出書（別紙4：共通-第14号様式）を提出しなければならない。

(7) 契約書の作成

ア 一般競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の交付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(8) 契約条項

契約書案のとおり

(9) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内（札幌市の休日を定める条例に定める休日を除く。）に、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出場所

上記2に同じ

イ その他

提出は持参又は送付により提出するものとし、電送によるものは受け付けない。